

令和7年度 第3回庁議要点記録

日 時：令和7年5月1日（木）午前9時～9時35分

場 所：庁議室

出席者：市長、橋本副市長、塩野目副市長、教育長、政策部長、公共施設マネジメント担当部長、総務部長、市民生活部長、健康部長、福祉部長、子ども家庭部長、まちづくり部長、建設環境部長、教育部長、市政戦略室長、政策経営課長、議会事務局長、秘書課長、情報管理課長、デジタル行政推進室長、公共施設マネジメント課長、政策法務課長、財政課長、環境経営課長、会計管理者心得

議 題

○協議事項

- ①一般質問に対する答弁の各部への割り振りについて
- ②「国分寺市いきいきセンター」指定管理者の募集について
- ③事務事業評価の見直しについて

○報告事項

- ①パブリック・コメントの実施手続の見直しについて

○その他

橋本副市長： 令和7年度第3回庁議を開催します。本日の議題は、協議事項3点、報告事項1点及びその他になります。

協議事項①一般質問に対する答弁の各部への割り振りについて、秘書課長から説明をお願いします。

【割り振りは、別添「令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧」のとおり決定】

橋本副市長： 割り振りについては以上となります。今後、ヒアリング中に所管部署が追加になることがありますので、しっかり連携を取って答弁書の作成をお願いしたいと思います。

なお、資料請求については、担当と議員のみで調整せずに、しっかりと部長あるいは副市長に確認をした上で提出するようお願いしたいと思います。よろしいですか。

市 長： きちんと議員と市民に正確に答えられるようにしておいてください。また、副市長からもありましたが、資料の取扱いには十分気をつけてください。

橋本副市長： 続いて、協議事項②「国分寺市いきいきセンター」指定管理者の募集について、健康推進課長から説明をお願いします。

健康推進課長： 指定管理期間については、令和8年度から令和12年度までの5年間となり、現協定と同じ期間となります。また、指定管理費上限額については、資料3ページの総額44,590千円となります。

前回との主な変更点については、資料37ページ15番の市主催事業の実施を新たに仕様に盛り込みました。これまで、指定管理者には団体の自主事業を年3回実施してもらいましたが、それとは別に40代から60代までを中心とした健康補助及び増進を図る市主催事業を年1回実施することとしています。指定管理者評価委員会からも、40代から60代までの新しい層の取り込みが課題であると指摘いただいていたので、本事業を実施する

ことで新規層の取り込みを図っていきたいと考えています。

また、そのほか清掃業務については、令和8年度以降に包括施設管理委託へ移行する予定であるため、仕様等からは除いています。そのほかの変更はありません。

次に指定管理費です。人件費等の上昇等により指定管理費を変更しています。現行の指定管理費の総額と比較して3,010千円の増額となっています。増額の主な要因としては、人件費が約700千円増加しています。清掃業務にかかる人件費については、元々指定管理費の中に清掃業務人件費として入っていましたが、そこが減額となっていますので実質的な上昇は2,000千円程度になります。上昇率は7%程度です。そのほか、団体本部の人件費等を含む一般管理費等についても上昇しています。これらの経費について、令和5年度決算額などを参考に精査した上で、担当としては妥当な見積額であると判断しています。説明は以上です。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。

子ども家庭部長： 人件費7%増というのは、どこからどこの増なのでしょう。

健康推進課長： 前回の5年間の指定管理費と、今回提案する指定管理費の人件費の比較で7%増となっています。

子ども家庭部長： 今年度から1年おきに7%というわけではないということですか。

健康推進課長： 年間上昇率は、各年度3%程度ずつ増加しますが、全体としては7%増となります。

子ども家庭部長： ありがとうございます。

橋本副市長： ほかにありますか。

公共施設マネジメント担当部長： 39ページに清掃の人件費とあります。清掃委託については包括施設管理委託となることですが、人件費として清掃部分は被らないということでしょうか。

健康推進課長： この清掃という意味は一般的な清掃ではなく、業務の中で清掃を行っていただくという意味で入れていましたが、文言の精査をしたいと考えます。

公共施設マネジメント担当部長： 分かりました。

橋本副市長： ほかにありますか。

会計管理者心得： いきいきセンター祭りの支払いは事業者が行うということでしょうか。講師料や交通費等の調整及び支払いを行うことと書いてありますが、これは市が払うのではなく、委託費の中から払うということですか。

健康推進課長： そういうことになります。

会計管理者心得： 指定管理の対象経費に記載されていなくても大丈夫なんでしょうか。

健康推進課長： 確認して精査します。

橋本副市長： 確認して数字が変わることはありますか。

健康推進課長： 講師料は、市主催事業として165千円程度で5年間計上していますので、数字が変わることはありません。

橋本副市長： 44,590千円の総額が変わることはないですか。

健康推進課長： 変わることはないです。

橋本副市長： そこは仕様書に関連しますので、精査して提案するようにお願いします。ほかにありますか。

市長： 37ページの市主催事業の目的に高齢者等40歳以上とありますが、そもそもいきいきセンターの利用者に年齢制限はあるのですか。

健康推進課長： 基本的には、40歳以上で10名以上の構成員を持つ団体の方に登録いただき、利用料は免除しています。

市長： いきいきセンターが40歳以上の方しか利用できないのあれば、高齢者等という表現に違和感があります。

健康推進課長： 仕様中の文言については、分かりやすくしたいと考えます。意味合いとしては40歳

以上の方を指します。

市長： 企画書について、40代から60代を中心とありますが、70代はどうなるのですか。

健康推進課長： 協会より、利用者が高齢であり固定化していることから、できるだけ若く新しい世代を入れていく必要があるとのお声がありました。そのため、自主事業についても40代や50代くらいの世代をターゲットにしています。

市長： 具体的な年代まで記載するのですか。

橋本副市長： そこも含めて表現については、改めて調整をお願いしたいと思います。よろしいですか。なければ、指定管理者の募集については決定とします。

続いて、協議事項③事務事業評価の見直しについて、政策経営課長から説明をお願いします。

政策経営課長： 本件については、先ほどの行政改革推進本部で御了承いただいた事務事業評価の見直しについて、御決定をお願いしたいというものです。

事務事業評価については、平成17年度から全事務事業を対象に実施してきましたが、業務の効率化を図るため、評価対象事業のスリム化を図りたいというものです。

今後、事務事業評価の対象外とする事業については(2)に記載していますが、①の法定受託事務から⑥施設使用料・国庫支出金等の返還事務までの、6項目に該当する事務事業としています。

今回の見直しにより、令和5年度ベースとなりますが、約4割程度はスリム化が図られることとなります。説明は以上です。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。令和5年度は270事業ありますが、どの事業が①や②に該当するのか、担当課は分かっていますか。

政策経営課長： 各課に調査をかけた結果ですので分かっています。

橋本副市長： 行政改革推進本部で決定したところですが、改めて庁議での御意見・御質問はありますか。よろしいですか。なければ、この見直しについては決定とします。

続いて、報告事項に入ります。報告事項①パブリック・コメントの実施手続の見直しについて、政策法務課長から説明をお願いします。

政策法務課長： パブリック・コメントの実施や結果の公表に係る議会への報告について、昨年度の庁議での御指摘を踏まえて見直しを行いました。

資料の上段が変更前、下段が変更後となります。変更箇所については色付けしています。左から順に①番と②番で、素案、原案を議会で説明し、意見をもらうことについては変更ありません。

次の③番で、庁議にパブリック・コメントの実施をお諮りし、④番でパブリック・コメントの実施について議会へ報告となります。この報告について、従前は委員会への報告としていましたが、こちらをポスティングすることに整理しました。

また、パブリック・コメントの実施後に、意見のみを⑥番と⑦番で庁議と議会に報告していましたが、それらを削除しました。

その後、庁議に計画の決定とパブリック・コメントの結果報告を行った上で議会へ報告となりますが、議会の報告についてもポスティングすることに整理しました。報告は以上です。

橋本副市長： 庁内でも統一していなかった部分がありましたので、改めてパブリック・コメントの実施手順を見直し、今後はこの手順に沿って進めていきたいと思いますので、周知をお願いします。御意見・御質問はありますか。

まちづくり部長： パブリック・コメント実施前の①や②などは1回のみでいいのですか。それとも、適宜の考え方に沿って、①と②は2回かける必要があるのでしょうか。従前もその手順であったかと思いますので、パブリック・コメント実施前の庁議に諮る最終案に近いものを作るという認識でよろしいでしょうか。

政策法務課長： 最終案の段階で1回かける必要がありますが、①と②が1回で足りるかどうかについては、計画の進捗状況によると思います。

まちづくり部長： 分かりました。

橋本副市長： ほかに御意見・御質問はありますか。よろしいですか。なければ、その他各部からありますか。総務部長、お願いします。

総務部長： 働きやすい服装での勤務についてです。本日から5月となり、いままではクールビズの期間に入りますが、昨年からは通年で働きやすい服装での勤務をお願いしていますので、本日改めて再掲します。内容を十分確認し、公務によってはTPOに合わせた服装を意識するようにしてください。服装が少しラフになり過ぎている職員も見受けられますので、そこについても徹底してください。

名札の着用徹底についてもお願いします。名札を付けていない職員がいます。ポケットに入れている職員もいると思いますので、改めて首から下げる形をお願いできればと思います。

橋本副市長： 総務部長から少しラフな職員もいるとのことですので、職場で注意喚起してください。よろしくお願いします。情報管理課長、お願いします。

情報管理課長： 議案番号に修正が生じたので報告します。

先週金曜日に、庁議メンバーの皆さまには政策経営課からメールを送付していますが、議案第39号の工事請負契約に係る入札が不調となった関係で、当初の議案送付に間に合わないことから削除しました。そのため、議案第40号が第39号に繰り上がります。報告は以上です。

橋本副市長： 議案については、庁内手続きがあり、付託日までにはおそらく間に合わないと思います。改めて追加議案になるかと思っておりますので、御承知おきください。19日までに付託できるのが、権利擁護センター用地における学童保育所の新設に伴う学童保育所条例の改正と、権利擁護センターの機能移転等に関連した社会福祉法人に対する助成に関する条例の改正となります。

追加議案になるのが、付託に間に合わない契約議案と教育センター条例の改正です。できるだけ早く議案を出したいと思っております。ほかにありますか。よろしいですか。なければ、最後に市長をお願いします。

市長： 例年は6月が定例議会ですが、今回は市長選挙がありますので、4年に1回の前倒しで5月に議会があります。イレギュラーな日程になっていますので、十分気を付けてください。

私にとっても最後の議会になると思いますので、しっかり答弁していただきたいと思っております。最終的に答弁しなければいけないところは私が答弁しますが、できるだけ部長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

新年度に入り、早くも1か月が経過しました。令和7年度がスタートし、これから次の市長に代わります。7月12日までが私の任期であります。土曜日ですが、それまでの間は私もしっかりやっていきたいと思っておりますし、いまのうちに私の責任でやらなければならないものについては、なるべく早く上げてください。私も準備しておきたいと思っておりますので、しっかり目配せしていただければと思います。

決裁漏れがないように、議会が終わってからも1か月くらい期間がありますので、その間にやれることはあると思っております。

また、毎度のことですが、出納整理期間は4、5月です。議会がありますが、並行して漏れのないようにしてください。以上です。

橋本副市長： 以上で庁議を終了します。